

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2025 年 10 月）

日 時： 2025 年 10 月 29 日（水）及び 30 日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 松田 由貴

IASB 会議（2025 年 10 月）傍聴報告

日時：2025 年 10 月 29 日（水）及び 30 日（木）

スケジュール：別紙参照

2025 年 10 月 29 日及び 30 日に、IASB ボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- 持分法
- 引当金一時的を絞った改善
- 維持管理及び一貫した適用
- 企業結合一開示、のれん及び減損
- 料金規制

【10 月 29 日（水）】

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

（背景）

第 3 次アジェンダ協議において、多数のコメント提出者からキャッシュ・フロー計算書及び関連事項の優先度を高く評価するフィードバックが寄せられた。関係者からは、例えば、表示に関する要求事項（例えば、キャッシュ・フローを営業、投資、財務のカテゴリーに分類する要求事項）やその他の事項（例えば、一部の取引の非現金的影響に関する情報）を含む IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）の現在の要求事項の欠陥と思われる点が指摘されており、IASB は、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するリサーチ・プロジェクトを 2024 年 9 月の IASB ボード会議から開始した。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、次のトピックに関連して財務報告を改善するための方法を評価することを決定した。

- 財務諸表のキャッシュ・フロー情報の分解
- 財務諸表における非資金取引に関する情報の報告
- IFRS 会計基準に明記されていないキャッシュ・フロー指標について伝達される情報の透明性
- キャッシュ・フローを営業、投資又は財務に分類するための要求事項の一貫した適用
- 「現金同等物」の定義の一貫した適用

2025 年 7 月の IASB ボード会議以降、IASB は、上記の 2025 年 5 月の IASB ボード会議で決定したプロジェクト計画のトピックに関して財務報告を改善するための方法の評価を継続している。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、財務諸表全体に散在しており、財務諸表の利用者（投資家）が十分な情報を得られていないと考えている次の点に関する情報の報告をどのように改善できるかについて議論した。

- （1）非資金取引（IAS 第 7 号の第 43 項から第 44 項に定められる投資及び財務取引）
- （2）その他の非資金変動（現金及び現金同等物の使用に起因しないすべての残高の

変動)

（主な暫定決定事項）

IASB は、次のような考え得る要求事項を開発することを暫定的に決定した。

- IAS 第 7 号の第 43 項から第 44 項の範囲に含まれる非資金取引に関して企業が開示する情報の内容及び記載場所を定める。
- 上記の非資金取引以外の所定の種類の非資金変動に関する情報を、運転資本の構成要素となる資産及び負債について開示することを企業に要求する。
- キャッシュ・フロー計算書における現金収入、現金支払及び関連する科目を、財務活動から生じた負債の変動の調整表の一部として開示することを企業に要求する。

（今後の予定）

IASB は、プロジェクト計画の中のトピックのそれぞれに関して財務報告を改善するための方法を引き続き評価する。

持分法

（背景）

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の適用上の疑問点に対処するため、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202X 年改訂）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2025 年 1 月 20 日をコメント期限として公表した。

公開草案には、IAS 第 28 号の修正案並びに当該修正案を補完するための IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」における開示要求を改善する提案が含まれている。IAS 第 28 号の修正案では、重要な影響力の獲得時における所有持分の変動時の会計処理や、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリームの取引から生じた利得及び損失の全額を認識するように要求すること等を提案していた。

2025 年 5 月の IASB ボード会議より再審議を開始しており、IASB は公開草案に対するコメント・レター及び主として 2024 年 10 月から 12 月にかけて実施したアウトリーチから得られたフィードバック全体について議論した。そのフィードバックの中に

は、プロジェクトの範囲の拡大を求める意見と、公開草案の提案に対する要望が含まれていた。

2025 年 6 月の IASB ボード会議では、公開草案に寄せられたフィードバックにおいて提案されたプロジェクト範囲の拡大となる適用上の疑問点の追加について、適時に解決することが可能で公開草案における提案の再公開を生じさせない場合にのみ、追加することを検討すること（すなわち、検討にあたって高いハードルを用いること）を決定した。

IASB は、2025 年 9 月の IASB ボード会議より具体的な論点についての再審議を開始しており、公開草案において適用上の疑問点を識別した際の条件及び 2025 年 6 月の IASB ボード会議で議論した方針に沿って、持分法の適用時における取得関連コストの認識方法についてプロジェクトの範囲に追加することを決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案における提案の再審議を継続しており、重要な影響力又は共同支配の獲得時及び追加の所有持分の購入時に投資者又は共同支配投資者に生じた取得関連コストの認識方法（すなわち取得原価の一部とするか発生時の費用とするか）及び当該認識方法の移行措置について議論した。

また、IASB は、公開草案における関連会社又は共同支配企業とのすべての取引から生じた利得又は損失の全額を認識する提案に対するフィードバックを踏まえた再審議に先立ち、当該提案の適用による利益操作の可能性に対する懸念について検討し、開示の拡充又はガイダンスの追加によってそれらの懸念が解決できるかどうかについて検討すべきかどうかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

取得関連コスト

IASB は投資者又は共同支配投資者に生じた取得関連コストについて企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- 重要な影響力又は共同支配を取得するために生じたもの — 当該コストが生じた期間に費用として純損益に認識する
- 関連会社又は共同支配企業に対する追加的な所有持分を購入するために生じたもの — 当該コストが生じた期間に費用として純損益に認識する

IASB は、投資者又は共同支配投資者が上記 2 点の要求事項を移行日から将来に向かって適用することを要求することも暫定的に決定した。

関連会社との取引

関連会社及び共同支配企業とのすべての取引から生じた利得又は損失の全額を認識するという提案に対するフィードバックを検討するにあたり、IASB は次のことのために追加の作業を行うことを決定した。

- 提案が利益操作の機会を増大させる可能性があると述べたコメント提出者の懸念を理解する
- 開示の拡充又はガイダンスの追加でこれらの懸念が解消される可能性があるかどうかを理解する

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

引当金—的を絞った改善

（背景）

IASB は、2024 年 11 月に公開草案「引当金—的を絞った改善」（IAS 第 37 号の修正案。以下、本項目において「公開草案」という。）を、コメント期限を 2025 年 3 月 12 日として公表した。公開草案では、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）についての的を絞った改善を行うことを提案しており、IAS 第 37 号における引当金の認識要件の 1 つである「現在の義務」の要件の改正及び公開草案で提案している「現在の義務」の要件とは整合しない IFRIC 第 21 号「賦課金」の廃止の提案も含まれる。

2025 年 6 月の IASB ボード会議では、コメント・レター及び利害関係者との協議から得られた公開草案に対するフィードバックについて議論した。そのフィードバックの中には、欧州などで見られる一部の賦課金について、公開草案で提案された「過去の事象」の条件がいつ満たされるのかが不明確であるとの懸念を示す意見や、賦課金に適用される要求事項を簡素化し、複雑性と実務上の多様性のリスクを低減するよう提案する意見などが含まれていた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、「過去の事象」の条件の適用の一貫性を確保するために、「過去の事象」の条件の対象となる行動をどのように識別するかについて考え得る適用上の要求事項に関するアイデアについて議論した。当該アイデアには、賦課金対象年度を定義し、賦課金対象年度より前に取られた行動のすべてを無視する方法と、一定の特徴を

持つ一部の行動を無視する方法が含まれる。

（主な暫定決定事項）

IASB は、何も決定を行うことを求められなかった。

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

維持管理及び一貫した適用

特定の企業が保有している関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプション

（背景）

IASB は、2025 年 9 月の IASB ボード会議において公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202X 年改訂）」（以下、本項目において「公開草案」という。）の提案についての再審議を開始し、公正価値オプションについて定めている IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の明確化を検討することを決定した。これは、特に保険業界から公開草案に寄せられたフィードバックへの対応として、2027 年 1 月 1 日より発効する IFRS 第 18 号の適用にあたり公正価値オプションが選択できるように、持分法のプロジェクトとは別のプロジェクトとして対応することを検討するものである。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の適用範囲に係る狭い範囲の修正を探究する維持管理プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、当該プロジェクトを作業計画に追加することを決定した。

（今後の予定）

IASB は、暫定的なプロジェクト計画及び IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項を修正する考え得る方法について議論する。

法人所得税以外の税金の表示

（背景）

IASB はホライズン・スキャンニング活動において、IAS 第 12 号「法人所得税」（以下「IAS 第 12 号」という。）の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の負担金（以下「法人所得税ではない税金等」という。）の純損益計算書での表示について一貫した適用上の問題を検出した。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）は、純損益計算書において「税金費用」の科目を表示することを要求しているが、IFRS 第 18 号は、純損益計算書において「法人所得税費用又は法人所得税収益」の科目を表示することを要求している。このため、IFRS 第 18 号の適用により法人所得税ではない税金等を「法人所得税費用又は法人所得税収益」の科目に表示できるかどうかについて異なる見解が存在することが IASB と利害関係者との非公式な対話から示唆された。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、IFRS 第 18 号の適用に関する一貫した適用上の問題として、IFRS 第 18 号を適用する企業が、純損益計算書の「法人所得税費用又は法人所得税収益」の科目に、法人所得税ではない税金等を表示することが認められるかどうかに関する検討を IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）に要請すべきかどうかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、この事項を検討するよう委員会に要請することを決定した。

（今後の予定）

委員会がこの事項を検討する。

IFRIC Update 2025 年 9 月

IASB は、2025 年 9 月の委員会会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、IFRIC Update 2025 年 9 月において公表された。

暫定的なアジェンダ決定

- グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS 第 18 号）
- オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号）

【10 月 30 日（木）】

企業結合—開示、のれん及び減損

（背景）

IASB は、IFRS 第 3 号の適用後レビューの結果に対応するプロジェクトを進めており、2024 年 3 月に公開草案『企業結合—開示、のれん及び減損』（IFRS 第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案の IFRS 第 3 号の修正案は、企業結合の業績に関する情報及び期待されるシナジーに関する定量的情報に係る新たな開示要求を追加することなどを提案しており、財務諸表利用者が、企業結合の業績に関して、十分な情報を受け取っていないとする懸念に対応しようとしている。

また、IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案は、使用価値の計算、のれんの資金生成単位への配分及び開示に関する要求事項の修正などを提案しており、のれんに係る減損損失の複雑性や、減損損失の認識が遅すぎる場合があるとの懸念に対応しようとしている。

2025 年 2 月の IASB ボード会議から、公開草案の提案に対する再審議が開始されている。

今回の議論に関連して、公開草案で追加開示を提案している企業結合の業績及び期待されるシナジーの両方の情報について、ほぼすべての利用者が当該情報の必要性を確認した一方で、ほとんどの作成者は財務諸表において当該情報を要求することに反対し続けていた。このような作成者の懸念について 2025 年 3 月の IASB ボード会議で議論したものの、企業が業績及び期待されるシナジーの両方の情報を開示するという要求事項案を引き続き再審議することを決定し、それ以降、関係するいくつかの側面で再審議が続けられている。

2025 年 9 月の IASB ボード会議では、企業結合の業績及び期待されるシナジーに関して、情報の有用性及び金銭的成本を始めとする懸念の観点から議論した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案における業績情報及び期待されるシナジーの情報に関する提案に対するフィードバックについての審議を継続した。議論の対象となった具体的な論点は、次のとおりである。

- （1）業績情報の開示にマネジメントアプローチを維持するか否か、及びどのマネジメントレベルを用いるか

- (2) 業績情報の開示期間及び当該期間内に要求される開示事項
- (3) 業績情報に関するその他のフィードバック（取得企業の統合、明確化の要請、追加開示の提案など）
- (4) 期待されるシナジーに関する情報（主に定量的な情報の開示について）

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を行うことを求められなかった。

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

料金規制

（背景）

IASB は、2012 年 9 月に料金規制対象活動（Rate-regulated Activities）に関する包括的なプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021 年 1 月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2021 年 7 月をコメント期限として公表した。公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関しての IASB の提案を示しており、新しい IFRS 会計基準書「規制資産及び規制負債」（以下、本項目において「公表予定の会計基準書」という。）として公表される場合、当該提案は本プロジェクト完了時まで適用する暫定基準の IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021 年 12 月の IASB ボード会議で暫定決定された再審議計画を踏まえ、2022 年 2 月の IASB ボード会議から再審議が開始され、2024 年 7 月の IASB ボード会議において公開草案の提案に関する再審議を最終化し、書面投票プロセスの開始が決定された。

2025 年 5 月の IASB ボード会議では、公表予定の会計基準書の文案作成時に識別された整理論点が議論された。また、2025 年 6 月には、公表予定の会計基準書の外部レビュー草案が選定された利害関係者に対して意見を求めるために提供された。

（今回の会議における主な論点）

公表予定の会計基準書の外部レビュー草案に寄せられたコメントにより識別された、次の整理論点について議論した。

(1) 規制資本ベースのインフレ調整

(2) 規制資本ベースと有形固定資産との直接的な関係に関する認識の条件

(主な暫定決定事項)

規制資本ベースのインフレ調整

IASB は、公表予定の会計基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- 規制資本ベースのインフレ調整を、当該調整が規制減価償却に含まれるにつれてその時点で純損益に認識することを企業に要求する。
- インフレ調整が時点差異又は測定差異のいずれかであるとは定めない。
- 企業の規制資本ベースのインフレ調整に関する開示要求を含めない。

認識の条件

IASB は、公表予定の会計基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- 企業の規制資本ベースと基礎となる項目との間の直接的な関係の定義となる特徴は、基礎となる項目から生じた金額が規制減価償却によってどのように補償又は賦課されるのかを、金額及び報告期間ごとに、企業が追跡できる能力である旨を定める
- 企業の規制資本ベースと減価償却資産又は償却資産との間の直接的な関係の指標には次のことが含まれる旨を定める
 - 規制資本ベースの中の項目（又はクラス）が、これらの項目間又はこれらのクラス間の差異を企業が追跡できるようにするのに十分なほど、IFRS 会計基準に従って決定される項目（又は資産クラス）と類似していること
 - 規制機関が規制減価償却の金額を IFRS 会計基準に従って決定される減価償却費又は償却費に基づいて設定していること
- 上記の指標が存在しない場合には、規制資本ベースと減価償却資産又は償却資産との間に直接的な関係がないと企業が推定することを認める
- 規制資本ベースと減価償却資産又は償却資産が直接的な関係を有しているかどうかを、金額が規制減価償却によってどのように補償又は賦課されるのかを企業が追跡できるレベル（IFRS 会計基準に従って決定される資産クラスのレベルを上限とする）で決定することを企業に要求する

- 企業に次のことを要求する
 - 規制資本ベースと基礎となる項目との間に直接的な関係があるかどうかを、当該関係を変化させる可能性のある事実若しくは状況の変化又は新たな情報（例えば、規制上の合意の変更）があった場合に見直す
 - そのような直接的な関係への（又はからの）変化、及び当該変化の理由を開示する

（今後の予定）

IASB は公表予定の会計基準書の書面投票プロセスを継続する。

別紙スケジュール

10 月 29 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-11:00	キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20） （予定 120 分→85 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-13:15	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 120 分→85 分）
13:15-14:15	休憩
14:15-15:45	引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22） （予定 90 分→65 分）
15:45-16:00	休憩
16:00-17:00	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 60 分→50 分）

10 月 30 日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-11:30	企業結合—開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 150 分→145 分）
11:30-12:30	休憩
12:30-14:30	料金規制（アジェンダ・ペーパー9） （予定 120 分→45 分）

以 上